

平成31年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当））

制 度 名	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の延長		
税 目	酒税		
要 望 の 内 容	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を2年間延長（平成33年5月14日まで）する。 <軽減内容> ①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が ②県内にある製造場で製造し ③県内に出荷する酒類について、酒税を軽減する。 <軽減割合> ・泡盛：35%軽減 ・その他（ビール等）：20%軽減		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減する。

- ① 沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減する
- ② 価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自立的経営を促進する

(2) 施策の必要性

① 沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減する

沖縄県の一人当たりの県民所得は、今なお全国最下位（全国平均の 69.6%（H26 年度））であるほか、失業率についても全国と比較して高い水準（H29 年平均：全国 2.8%、沖縄 3.8%）にあるなど、沖縄の一般消費者のおかれた状況は、引き続き全国と比べに大きな格差がある。

こうした状況にありながら、本軽減措置により、沖縄県の世帯消費支出に占める酒類の割合は、全国をやや上回る程度（平成 27 年から 29 年までの 3 年平均：全国 1.23%、沖縄 1.31%）となっており、沖縄県民の生活への影響を緩和する効果が発現している。

本制度による酒税軽減額は平成 27 年から 29 年度の 3 年平均で、世帯あたり 4,944 円となる。これは、世帯当たりの酒類消費支出額の 17.95%、消費支出全体の 0.23%に相当する。

仮に本軽減措置が延長されず、酒類の消費支出が 4,944 円増加した場合、消費支出全体に占める酒類の支出割合が 1.54%（0.23 ポイント上昇）となり、家計へ大きな影響を与えるものと考えられる。

このことから、本施策により、引き続き、沖縄県内の世帯消費支出に占める酒類の割合を全国平均並みとするため、県民所得や消費支出の推移を勘案しつつ、軽減措置を継続する必要がある。

② 価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自立的経営を促進する

沖縄の酒類製造業は、製造業の少ない沖縄にあって、沖縄を代表する重要な地場産業であり、離島を含めた県内各地域に製造場が所在し、地域の経済や雇用を支えている。

一方で、業界では全体としての酒類消費量の減少と、県外産同種酒類との競争激化により、経営状況が不安定な状況に置かれている。最近の営業利益をみると、ビール製造業界では約 23 億円、泡盛製造業界では約 2 億円（いずれも平成 26 年から 28 年の 3 年平均）となっており、一定の利益を確保しているものの、特に泡盛製造者については 3 割程度が営業赤字にある。

このため、業界では、自立的な経営を推進するため、本軽減措置による本土の県外産同種酒類に対する価格の優位性を前提として、女性、若者に向けた商品の開発や、県外、海外への展開の促進、多角的な経営等の取組を実施しているところである。

ビール製造業では、平成 35 年度までに県外・海外の出荷率を 36%にすることを目標としているが、平成 29 年度では 23%であり、増加傾向にあるものの、引き続き脆弱な状況が継続している。

泡盛製造業については、まずは経営の安定化に向けて、営業利益率を 4.1%（平成 27 年度清酒製造業）とすることを目標とし、各種の取組を行っている。平成 28 年度では、改善に向けた傾向がみられているものの、依然として大きな差があり、引き続き、経営の安定に向けた取り組みが必要となっている。

また、泡盛業界の取組を更に加速するため、国、県、関係団体では、泡盛の輸出数量を平成 32 年までに倍増、34 年度までに 3 倍増を目指す「琉球泡盛海外展開プロジェクト」など、連携して様々な支援策を実施している。

このため、業界による自立的な経営に向けた取組、各種の支援策の状況も勘案しつつ、本施策による軽減措置を継続する必要がある。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 120 号）第 80 条第 1 項第 1 号 ・ 政策評価体系における位置付け 【政策】 11. 沖縄政策の推進 【施策】 ① 沖縄政策に関する施策の推進
		政策の達成目標	① 沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減する <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 32 年度における軽減額（推計）を約 29 億円（平成 29 年度相当）とする。 ・ 平成 32 年度における沖縄県内の世帯消費支出に占める酒類の割合を平成 29 年全国平均程度（1.23%）とする。 ② 価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自立的経営を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 32 年度における沖縄県産酒類の県内出荷数量を平成 29 年度程度（ビール類：43,798KL、泡盛：14,741KL）以上とする。 ・ 平成 32 年度におけるビール業界の県外・海外出荷数量を 17,889KL、全出荷量の 29%とする。 ・ 平成 32 年度における泡盛製造業界の営業利益率を 4.1%程度（平成 27 年度清酒製造業と同水準）とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 33 年 5 月 14 日までの 2 年間
		同上の期間中の達成目標	上記達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	① 沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減する <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒税の軽減額（平成 29 年度）：29 億円 ・ 沖縄県内の世帯消費支出に占める酒類の割合（平成 29 年）：1.22% ② 価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自立的経営を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・ ビール類の県内出荷数量（平成 29 年度）：43,798KL ・ 泡盛の県内出荷数量（平成 29 年度）：14,741KL ・ ビール業界の県外・海外出荷数量：13,050KL、全出荷量に対する割合：23%（平成 29 年度） ・ 泡盛製造業界の営業利益率：2.3%（平成 28 年度）
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	48 事業者 （沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 80 条第 1 項第 1 号の規定に基づき所轄税務署長から指定を受けた製造者）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本軽減措置は、沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減するとともに、県外産の同品目の酒類に対する県内酒類の価格優位性を確保する効果があり、この措置により県内酒類製造者による様々な消費拡大策の円滑な実施を支援していくことによって、沖縄県産酒類の消費促進、県内酒類製造者の経営基盤の強化、関連産業の振興及び離島を含む沖縄県経済の振興といった好循環につながっていくものと見込んでいる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本軽減措置と同一の目的及び対象を要件とする税制措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進に必要な経費」 （内容） 泡盛製造業の自立的経営を促進するため、モデル事業の実施により事業者が行う海外販路開拓等の取組を支援する経費 （要求額） 112 百万円

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上述のとおり、泡盛製造業の自立的経営に向けた取組を更に加速するため、国、県、関係団体では、本軽減措置を前提として、平成 32 年度までに輸出量の倍増を目指す「琉球泡盛海外展開プロジェクト」を実施している。上記の予算は、国として、その取組を後押しするための経費である。</p>						
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>本軽減措置の直接の目的の一つが、沖縄の消費者の酒税負担を軽減するという点であり、酒税の軽減を行うこと自体が必要な措置である。</p> <p>税負担を軽減するために、税相当額の一部を酒類製造者又は消費者に支給する方法もありえるが、酒類製造者に支給する場合、支給額が確実に価格に反映され消費者負担軽減に活用されるかの担保が難しいこと、また、酒類製造者からの出荷数量が県内で消費される数量となるわけではない（県内向け出荷分が卸売業者等から県外に出荷される場合が多々あり、本軽減措置では卸売業者による差額納税によって問題とならないが、補助金の場合には結果的に過剰支給となりかねない）ことから、本軽減措置に代えて実施することは現実的でない。</p> <p>一般消費者に対し担税者として負担した酒税の一定率を補助する方法もあり得るが、各一般消費者が間接税として負担した酒税額を正確に把握することは極めて困難であり、事務経費・作業も膨大になることから現実的でない。</p> <p>したがって、現行の政策目的を実現する手段として補助金の支給による代替は困難であり、酒税の軽減による措置が最も妥当である。</p> <p>また、本軽減措置は、沖縄県において①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について酒税を軽減するものであり、軽減措置の対象となる製造場は今後増加することはないと限定されており、本軽減措置は政策目的を達成するための必要最小限の措置である。</p> <p>さらに、本軽減措置の創設後 47 年近くを迎えるが、沖縄の社会経済情勢等を考慮し、引き続き沖縄の一般消費者の税負担を軽減するとともに、製造業の少ない沖縄における重要な地場産業である酒税製造業の経営基盤の強化や振興を支援する必要がある。本軽減措置の延長は許容されるものとする。</p>						
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p> <table border="1" data-bbox="587 1301 1099 1417"> <thead> <tr> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,116</td> <td>3,036</td> <td>2,910</td> </tr> </tbody> </table> <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	H27 年度	H28 年度	H29 年度	3,116	3,036	2,910	<p>①酒税の軽減額（単位：百万円）</p> <p>②軽減措置対象事業者数：48 調査対象となっていない。</p> <p>①一般消費者の税負担の軽減効果 本制度による酒税軽減額は平成 27 年から 29 年度の 3 年平均で、世帯あたり 4,944 円となる。これは、世帯当たりの酒類消費支出額の 17.95%、消費支出全体の 0.23%に相当する。</p> <p>②県内産酒類の価格優位性確保による県内出荷数量の下支え効果 制度創設後明確なデータが残る昭和 51 年度と平成 29 年度の主な酒類の出荷数量を比較すると下記のとおり 1.7 倍に拡大している。これは、人口増加や所得の増加によるものもあると考えられるが、規模の小さな沖縄県の酒類製造者が、本土の大手メーカーとの競争の中、厳しい状況ではあるものの一定の出荷数量は確保してきており、本軽減措置による価格面からの下支え効果が発現しているものと考えられる。</p> <p>③産業の少ない離島における雇用の受け皿効果 泡盛の製造場のうち約 4 割が離島に存在しており、産業の少ない離島における雇用の受け皿となっている。</p>
H27 年度	H28 年度	H29 年度							
3,116	3,036	2,910							

		<p>(製造業就業者数に占める泡盛製造業就業者の割合(例))</p> <p>沖縄県全体 3.3%</p> <p>久米島 27.3%</p> <p>与那国島 26.5%</p> <p>宮古島 16.1%</p> <p>伊是名島 14.1%</p> <p>波照間島 12.5%</p> <p>石垣島 6.3%</p> <p>④関連産業等沖縄県経済への波及効果</p> <p>酒類製造業の経済波及効果は、ビール産業で売上の1.4倍、泡盛産業で売上の1.6倍と試算されており、平成28年度で、ビール製造業で約288億円、泡盛製造業で約245億円、合わせて約533億円と試算される。このうち、本軽減措置による経済波及効果は、上述のとおり売上の17.95%とすれば、約95億円と推計される。(沖縄県調査に基づく試算)</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減 ・価格優位性を確保することによる沖縄県産酒類の出荷数量の現状維持・拡大 ・泡盛等 : 16,392kℓ ・ビール類 : 46,693kℓ
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減 <p>平成27年度から平成29年度までの3年間の累計軽減税額は約61億円である。</p> <p>酒類の小売価格は、セールなどの変動要因や製品の品質等による差異があることから、厳密な検証は困難であるものの、県外産同種酒類との間で、概ね酒税軽減額相当の価格差が発生しており、一般消費者に対する酒税負担の軽減がなされているものと考えられる。</p> <p>なお、現時点では軽減額は目標を下回っている。沖縄県においては、平成27年から平成29年まで3年間において、世帯当たりの消費支出が減少(平均△1.29%)し、酒類の消費支出も減少(平均△2.11%)している。このため、県産酒類の出荷数量にも大きな影響を与えているものと考えられる。 ・価格優位性を確保することによる沖縄県産酒類の出荷数量の現状維持・拡大 <p>平成27年度から平成29年度までの3年間においては、総量は当初の目標に比べ微減(平均△2.4%)となっている。</p> <p>業界ごとにみると、特に泡盛製造業界では減少幅が大きくなっている(平均△3.6%)。</p> <p>ビール製造業界、泡盛製造業界においては、平成28年度にそれぞれ公表した重点施策に基づき、消費者ニーズに合った商品開発、商品の高付加価値化等を進めており、製成数量、出荷数量の調整が行われているが、現時点では出荷数量の維持・拡大の結果につながっていないものと考えられる。</p> </p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>沖縄の復帰に伴い昭和47年に本軽減措置が創設されて以降、5年ごとの昭和52年度、57年度、62年度、平成4年度、9年度、14年度、19年度、24年度、29年度の9回に渡り適用期限の延長が行われている。</p>